# せせらぎ支援センター鶴ヶ島の概要

## 1　事業所の名称及び所在地

名称　　せせらぎ支援センター鶴ヶ島
所在地　〒350-2211　鶴ヶ島市脚折町３－９－１３
電話番号　　０４９－２９８－５５４４
事業者番号　１１７６２００９５２
サービス種別　　居宅介護支援

## 2　営業日及び営業時間

営業日　月曜日から土曜日（日曜日・１２月３１日～１月３日を除く）
※不定休については、事前に利用者及び関係機関へ通知する。
営業時間　午前８時３０分～午後５時３０分まで
連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

## 3　通常の事業の実施地域

鶴ヶ島市
※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

## 4　従業員の職種、員数及び職務内容

管理者　１人（常勤）（介護支援専門員兼務）

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

介護支援専門員　１人（常勤職員１人）

居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

## 5　利用料について

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により保険給付金が直接事業者に支払われない場合、１か月につき要介護度に応じて料金をお支払いいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

## 6　通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から１キロメートルあたり　５０円です。

## 7　秘密保持

利用者又はその家族の個人情報は、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

## 8　事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 9　サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所　苦情・相談窓口（担当：管理者）
電話番号　０４９－２９８－５５４４
受付時間　　月曜日～土曜日（午前８時３０分～午後５時３０分）
※不定休については、事前に利用者及び関係機関へ通知する。

その他の苦情・相談窓口
鶴ヶ島市　介護保険課　　０４９－２７１－１１１１（代）

埼玉県国民健康保険団体連合会　介護サービス苦情相談窓口
電話　０４８－８２４－２５６８
受付時間　　午前８時３０分～午後５時００分（土日祝日を除く）